教影拾遺

丸

へ13
4412
5

越書

ヘ13
4412
5

都鄙物語巻之五

金翰計て呉松を養子て定む

偖も国領呉松ハ勉奥の肆て塗れ民間の俗不交るとゝへども
芝蘭の芳を失ひ日夜文書を友として貧賤を愧ず老母復
賢ふして吾子の学問を励しるを終ハ執権の上ゆふ達し
我て仕かべ功有ふ任せ息孫を賞すと宣ふ呉松亡父
の遺言を守りて主ふ仕る事を辞し多へ当座の褒賞を賜
ひて家て帰り毋ふつゝゆるゝ所おのゝ秋のたゞ
阪よりひさゝか暑形の労とて毋例の指病さ〳〵殺りるゝへ呉松大
ふおゞろ如日夜久抱怠あくもけるとゝへども這回ハ早晩ふ変て

豆州三島

食らも業も咽を下らざる日ふく労れ衰へて今いなりくおたのえ
はくつひふ春月をば発ふ仕世を久しく紀全いありぬ呉松いさぐ南柯
の夢の破またるを地して上天のようふ欲さかるーみるとえを
人くも元つどひて誘め強し終ふ聖四のりむりといふしふき
呉松今を死孤とありて彩く世上の塵欲をとれ章を見て
い古の人を志ひ待を賦していむりーの畫士を探りて言外を
乎ふ粤ふいるある郷ふ名有りん徳倉町の浪人金翰逸平と
交て古今読史百家の義論ともおきく語りかけるふ乎ふ
もあく初沼我ふいーれを忘れいつーふ深く情を交へ毋ゑ死
初中も逸平甲斐く家名賄ひられまつゑ力とあり遠人原来賊用

を乎ーかーふれば若ふーを呉松を補ふくさふゑーふ吾ふを言ふで
くよ誘づーふけてを深切云べかーぶ流石の呉松もふりく呉を
感じ怡び居るゑ近曽毋亡るる後は且暫欲さかぶを枝の花蕚
の月の御も乎ーかぶ金波玉液砲砲の丼もを味ひをおぶへぶ只
管懇ーをるる沖金翰いるくと徳ゆるゑ万望今渠ゑ懇欲
を宥免付策を遠ーて我を吉子ふ仮令ものと一日呉松ふむるふ
るふ古死今幸ふ毋御ーてあるれ懇欲の色別切ありとふへども今更
甲斐ふれ業あれば忘ーを然傷を片ゑ強へ実ふ我は身を誘ば
べきゑ有無めーすーたふあーべ試ふ我を語ーん呉松ーを
変死不肯ありとふへども誓義をつくーて足下ふ釈ーむなへ西

足下我は不善をすゝむるとも義によりて争ず遠却仕る人なれば又
沛辺不良のことゝいへども我死をもちゐて是を諫め得ざる付
は足下をも亡して我も供は死せん是ちからもよりてこゝを知ばこそ
交をもあくせし我生涯の過ちなればと恭統して對たりぞ
金鶏をも潔浄をも恰び我原より妻子を亡失し後は今にあらりて
鰥寡孤独の身なり女子一人あれども是さへ嗣子にて去方へ嫁に
つかはし役りともなすべき様もなかりし又沛所もなし壮しといへども母を
失ひ給ひし上は今翁さの孤独なれば我とひとしき身にて母のこ
とれなを哀しみておもひ慰むるもなきさ因なればまことにろをとより
ましく我にが家のあり移して我家をあらためなさんとすべわれ

ては明日より別荘に移りて金銀戝用とゞくれ身に委ねおかさん
ものかの児に足を給ふるものおいざべからずも宣ふごとくそなかうひ
やまん執棺の政大命にてやし抱給ふべき方へ父の遺言を託し
御意にさへ應ぜざる此身我にごときの痩浪人の嗣子となり給
ふべき謂れのあらねども御身と我との親情すこしよく他人のおよ
ぶ所ともものなれば我に一箇の娘あれども御身心ろ迄給ふべきさ
さかも意思もなく給ふべくもびいづ方へも嫁しつげすさんと律
にゆかし給ふて望外の悦びなるが是に如くと利解一遍して
説諭しけるにぞ呉松大に営感し我原より世上の栄利を
索るにあらねどもかゝるによりて仕篋を辞して主につかゆるを做

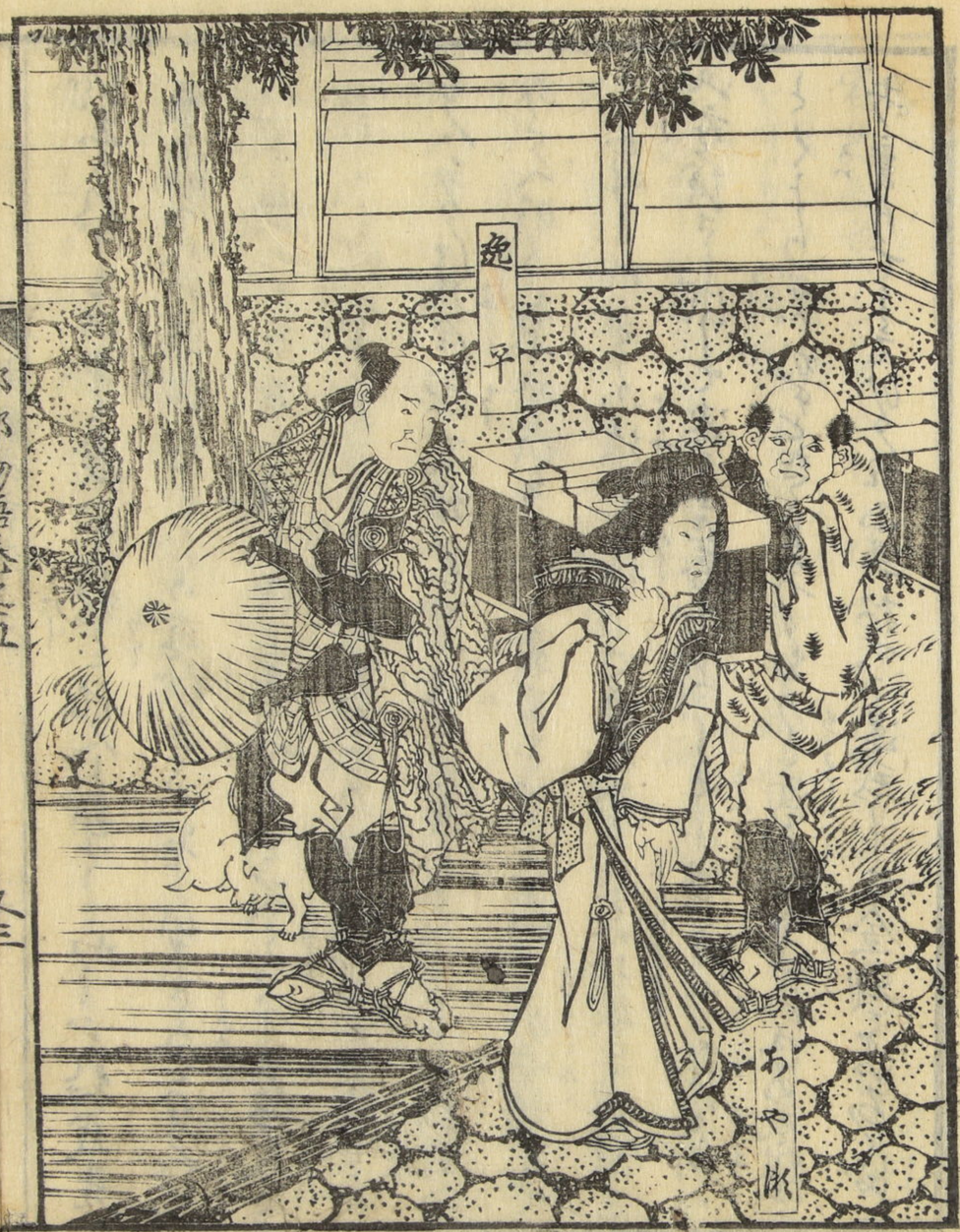
逸平
あや吹

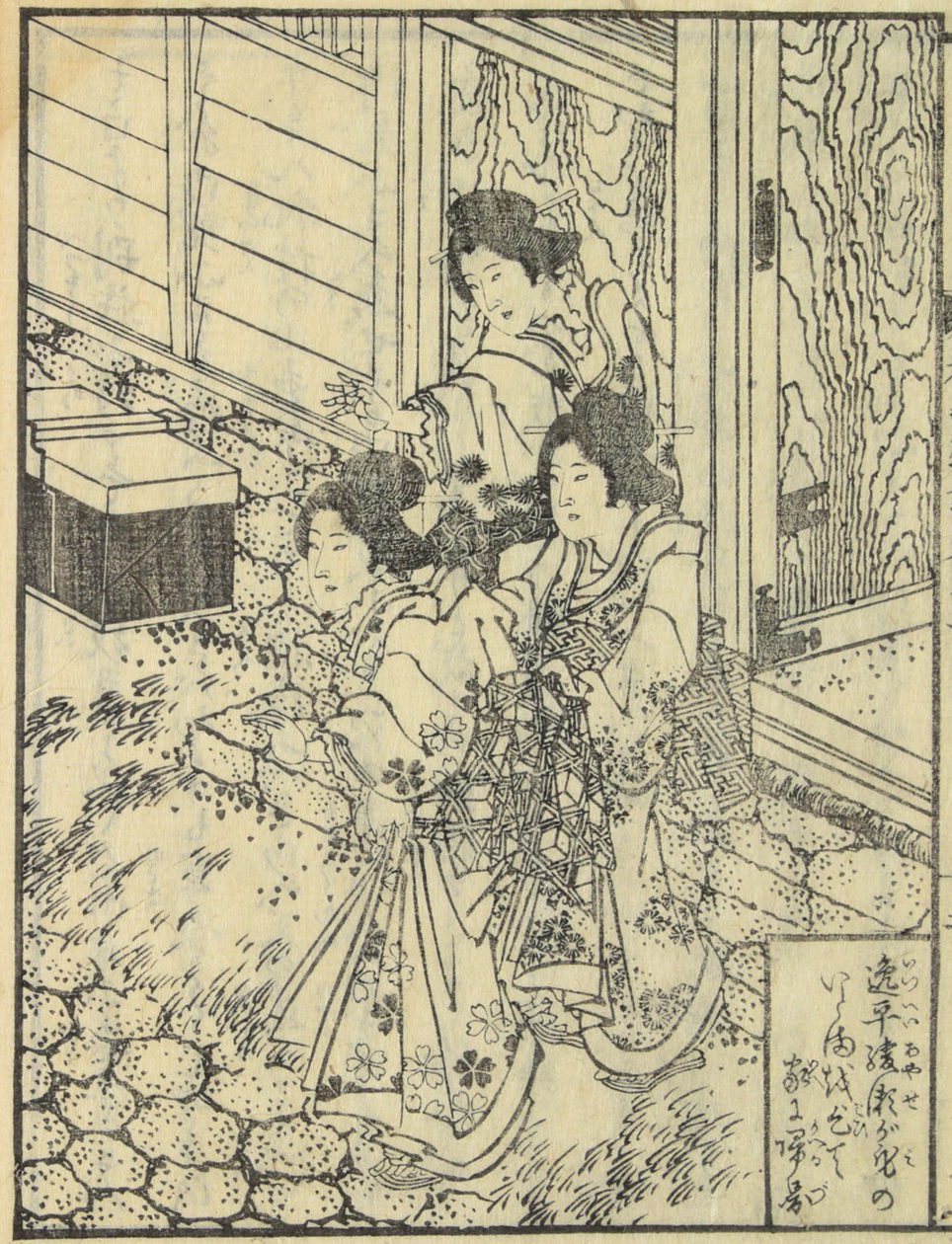
逸平遺風が兄の
いと由妓を
あこがれ

ば去られども出身と我いを親と他人とおもへかゝざれば我先
家ふかへりて思惟をさゞめ再びそのもとびやきんをいへけ
れば全鞠大小気色を換じ市辺業壮しとゝへども平生の人と
同ゝうゝび初さより学りをつゝ抱の乳母も諦よりもたまへ知
る人多に只今の一言帰宅の上後日返答おさんとへまゞ胡乱の
ちゝへ別り苟も誓ひをゝて義言をゆゝ上いさゝか安堵して
下ゆゝ所あるふ後日を待して返答おさんとい比奥未練の一言
此度ばさゝびして速て返答あるべゝを某聞けゝざる時ハ
とくとり受初ちきゝあつるありと面色かへりてつゆの乳性と
お変りてゝえける程ふ呉松大小逆或して金鞠をいろゝ

宥免我申ゝ足下のむゝ法のまゝ記ふつゝみゞも亡父のきゝを
を守りて爰ふ仕へず民間ふ育て鄙悟貪欲を思ひ捨きりひ
放逸ふ心おゝゝゝゝハ市辺の教を破ゝ人事をと云ふゝつゝ
ゝゝぎるを待ゝゝび金鞠従容ゝゝて云るハ我一旦市辺の性を
知りて我家聲を譲ゝゝと如思ひ変やし上ゝれば文改てゆへ
約ゝゝゝふふ不孝の論ゝゝんやたゝへべ今日命をゆづりて明日
破却せゝゝゝ我いさゝかも資財金銀ふ心を異ゝ如るの所存
あけまゞ立るふ倒るゝも只を河の源水ゝ任さるべゝ我別荘へ
うゝ引て後ハ此家の事ふ属てふゝゝび相中さんと者べゝゝゝ
家のゝゝをひい又人七人とり雇ゝん往い出産ゝて合ゝふゝ足

れりき事あるべきなれども心ゆるしなきさま
なるゆへ吳松も今は冷方なく金鞠逸平を親しくして出て言辰
を始め引続き金鞠が鬼の首陳を切ごとく拾ひ
かぎりなくすづけをい娘後潔をあがりてうの侍所より
首尾よく侍時をも給り家へ引入て婚姻をとり結び全のと
ずて尼公の裏侍所へ入り娘と對面して志らべのよし物
がたりなれば小後潔を少てこころかかつ伏せびて
あるへけるい我身是ゆて尼公の侍是を嚴りしことなれども
此ーでくされば今後小侍いくさ玉ひ入ゆ君の古思ひの紙を
うくこれば今志ばくくけまくにて仕ちくえとくへるふで全鞠の

ゆ小おもひなりなを是ゆでつひに我ゆ小房ーぎるものふて另て這面
い家のお後なる小逸て絆逸ゆるゆ紀れば乎為是ゆ
自情を為ずるかくーー男ゆも為つるとんへらと密小尼公のほおへ
いぐくちるぐのーまーゆ上りる小尼君おもーあくきくーやされ
それい後小姫ーぎの奇縁ゆ為その吳松といへるものを上つくりる
ゆ花を逸ーー事ーのりーぐ倫の小児ゆ立まりて秀才今利のゆれ
あるーゆ急いさこのこゆをのをとしてかへすーぐ尉後潔俺ゆ後刻の為
を呈ーー後小俺ゆ完眞ーの事小おもひ吳松ゆも為せよゆと是ーーぐ
是も又とり教ず邪ゆとてゆるる小ゆ紀俺戯れゆとくせ
紀童ぐゆる為成人の後いゆき一双の夫婦あくんと何ぐ為あく

なみだを流し、ひたすらこれを止てやをうにふれ給まりてと
呉松ぐちを怪ひきれざるさまを俺おもひて育くれば
渠いたるかわざ母の貧民にて絶もつゝしぶ永遠あるべきことなのち
ぜんぜんあるをおそれしふたりの〜ざりに汝らの呉松を苦子
ふ〜〜たりとも光ぞ寔に奇代不性の良縁ともいつゝ〜ざしあり
光秀これ松ありくちを深くこのゝ〜ちに八もせ不逝むべれと育
汝家ま連ゝ入りて再ひおぐろうせとと伯せ付りて丹ゞて後源を出家
へ召され汝ゞ又逸平別のゝ俗をもひく家督お嫁ぎ〜めたき
よ〜孫ゝ〜ら紳ゝ今ゝ〜既ふをありやれば新ふ〜へゝ又ゞ老の
ゝ〜ゝをもゝ〜ゝ人ゝ是女子の貞ゝ紀底も四ドをあれゞ〜ゝ

も逸ぬあゞゝ紀ゝ称ゝ紳あれゞ今新さ不別のゝ俗をゝ〜せ
人中四わゞゝ餘波をけゞもつまでかゝくゝ〜ゝ人ゝ中ゝ不の
紳りをゞ〜がゝられゞ今逸ゝ〜ゝ不中ゝ〜ゝ〜ゝ〜ゝ〜ゝ
あゝと扱、ゝ〜ゝの市引を数を拙へて賜りゝる程不今蘇大ま昭ゞ
ふゝ〜尼公の市逸ゝ紀ゝ〜けるゞ後源いんゝ〜ゝ〜で源く逸
〜ゝけをゞ〜ゝ父のいま〜やゝ人の中ゝ又今ゝをゞ〜がゝ紀
あれゞ泣〜〜父不誘引れまゞゝ後い父の別荘へゞ帰りる

万九郎結商人を賺して金鞠を謀

借ゝ金鞠い娘ゞ身のゝ〜俗を泣りて別荘へつれ帰一三日をゝ〜て
彩ゝ本宅へ使ひゝゝゞ呉松い一箇の大丈夫あれゞいゝ〜ゝ〜の婦人の義

あや
浜

浜
松
あやせ
綾瀬
浜松
みさを
あづま

悪好批は[illegible]れば有ども[illegible]ぐ〳〵紙といへども一旦金詢と称す
の契約あ〳〵めら上は其義節泰山のごゝく父子の礼張その信義
を失ひ後漸に只これ拉がこゝろ[illegible]くれあるいはそうて他の男子
の美醜をおもひ[illegible]ばよりしや親と人のをゝ[illegible]ふ[illegible]
られば一旦いそゝとふ[illegible]ぐふ[illegible]も[illegible]まつ[illegible]ふ〳〵びめぐり[illegible]
くゝ[illegible]ふ[illegible]のう〳〵みをもあがりを上へ[illegible]も[illegible]
ものと漸くみを[illegible]ゝづめさふふてもいうあの碗面さとのこ
あ〳〵んと又が素肉を[illegible]ぶ〳〵て小[illegible]の枝[illegible]
掠例の枝戸の[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝえ色白く[illegible]て位[illegible]て[illegible]ゝ[illegible]ゝ書と

弄〳〵ゝ側ふ学典書房をかぶりて優[illegible]て[illegible]姿
へ見ゆ〳〵く童ごゝろ[illegible]ふ国[illegible]あれば漸に只
一雙のあを[illegible]だけ[illegible]地〳〵て[illegible]も[illegible]
だゝ[illegible]ゝ我[illegible]れ[illegible]漸くふ〳〵て再び[illegible]
ゝ我又[illegible]ふゝの人を[illegible]ゝ[illegible]て[illegible]結
び〳〵そのゝ又は尼公の内[illegible]郷ふて又[illegible]ふて彩あせ〳〵その
ゝびれ[illegible]ゝ[illegible]の[illegible]又の[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
俄[illegible]ゝ彩[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
全ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
さかゝ〳〵むてゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

しくものせいに取いられ打こいくさのを事にけるゆえなるべ
いとおもしろしく奥ある事ゆゑあるもの侍ぬ後世よいろ〳〵汝をもて
まりあそびの書をを始さくるのよしきれば我も教の船と
て姫の知る好ざるを爲めいと不便なおもひやれば世俗の
源いとり結ぶざるゆゑの上なんとおもひ事なりうまを
ろるのいづれ色かくもそ需は無ずべしとさうしぬ神とて
いかるるふぞ娘にを文句ことこそべ記言葉もあく新は美
き弱まづの義〳〵く慶をひりてこるく〳〵是の法師なん
又の市意見法まも山ものくべ〳〵這回又の養子を定
先祖の人をそもづり多づ〳〵斎毎ひよまれぞう義隆

呉松のわ〳〵ありそもくそこのもの紙中さんのの〳〵
いと知さこ行尾芝へ二枝の花さげ多〳〵ゆ者〳〵ゆ義
什く我所弱一首ちり〳〵ゆ尾芝毎ゆさせ移して呉松も
も物せとと作ゆ十加せ徒くきゆ〳〵歌自信ゆ海ゆ
く初記中〳〵ろゆをいも優〳〵ち人ゆ風ゆ物ひとり芝
より成人の今ゆいろりてゆれ中〳〵ゆ物を好てゆ〳〵ゆ
童人対話もゆ〳〵ゆ中ゆのも教のゆ〳〵ゆかゆりて海ゆ
日をゆろり〳〵ゆいろゆ月下の赤縄ゆ伸ひよゆの人我家の
養子ゆ婦ゆ好ゆ徒ゆ中ゆ人ゆ拾ゆ人と強ゆのれ〳〵ゆ
父のゆまゆも船〳〵ゆ一五一什ゆ中ゆもゆくゆかゆりゆるゆのの

なり中ごろかの国に尼子左京亮勝久と申せしものあれば父を微塵と
さいなんでのちめと叔父を殺して呉服ヶ谷なる所ふさいすぐの
呉服の者共の妻ひとりをかくしていはく家の娘とこれを先とし
尼子左京の妻女孫次郎とこれをもてなすと一回の聟にとびいり
れしくて某孫次郎女は家の住娘なる事今迄努くなるひとを
役ざる所なりうれ人我を長尺人が我まことをとり辞せんとあるよ
おろそかに今く夫婦の婚義整ひ親子夫婦むつまじきこと
今鶴いかのごとくの所にまで首尾ならぬ所をあく整ひなるまく今
に天下事ならんと我死いかのごとくの別荘へ引移りのまことの所を
やがて役ひ見ごとに所の妻をもとめ宅の夫婦が枝をあ

よひ妻も任分ひ利ごとのふとく中嵩ま婦の乱ふ入ごとろ
づよ國ごとさうこそ者ごとく物ごとく遠ま所ごとろこびはうこひける
ごとふ孫食略の大政業行下の組子大佛万九郎とこへごとものの
有ひとの乱冠の所屋金鶴ごとあるよ毎ひ書業の業をなるこい
ごとより壮年の今ふ動ごまで夫ひをごとくこ師ごとたのこと中ひふ
熱ごとを者ごとごとごとこ性阿諛の侍人ありしごとば金鶴を
つごとく事ふごとへごとく強めなれば面ごとはせごとさごとを弱ごとし内ん
いごとく行動をはごとさごとごとる所ごとはごともあごとりけごとぶごとそ孫食市中
大火ごとびごとふごとて略の大政のごとびごとまま焼ごとごとるふごとひ大佛ごとまま
火ごとお舎丸焼ごとあごとていごとごとびごとごとしのごとへごとれば今ごとあごと

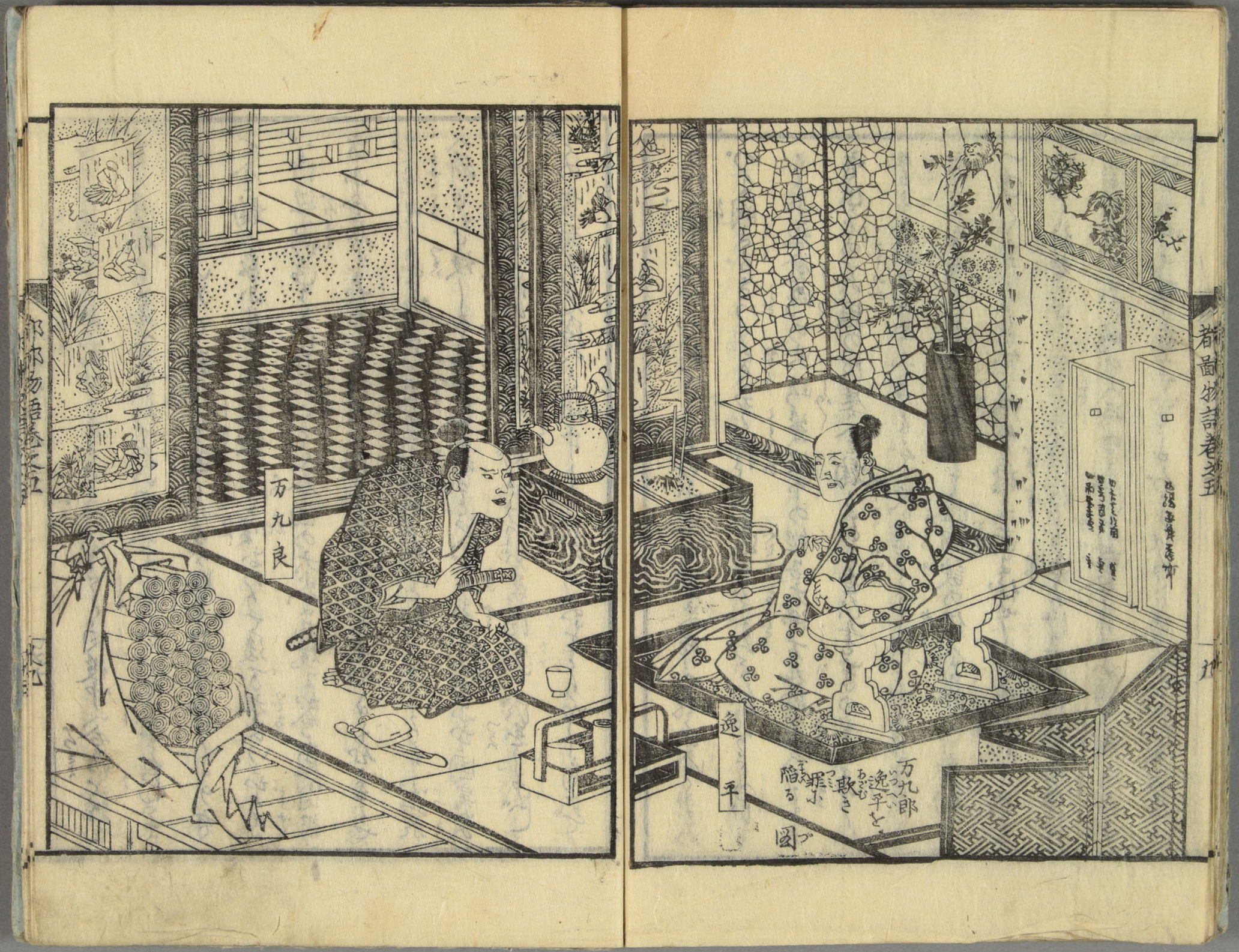
万九郎
逸平
万九郎いつへい逸平をあざむき罪ふ陷る図

あるに家宅を修理することも及びがたく同役中へ合力を願
をうけれども無子をいつまでも宿りがたく急ぎ名主
なるべくいろいろ教行を遣しいろいろ風聞おもひ出せしの有
て金錢ゟ家ゟ来り相対候のさ度おかりて後万九良いつかろ
い御辺もかまくに出のごとく今回の大火は丸焼は奢者同役
方ゟ合居をたのみて住居られども無子を引連るもいとせ
ど是ゟ外りて元ゟ家遠ゟ元加らんとおもひしより中山形
へ御力を使しを費用を求るといへどもおやゟ中国実家
ゟも為替の融通かりければ来月ばを一ヶ月
この書面見及ばへと隣中より一対のみをとりめ一角まで

たしかなる文をつくせしうへいさ分を遣て雪ゟ
その元手で治くさん事ゟ難儀あり況ゟ此程普請ゟ
来る諸多の物ゟ及び大工の賃ひとり集め大事ゟ有れ
ども中ゟ今子ゟ見来まで延引あるよしゆきこれ
べ他ゟも後方ゟしこゟ為ゟ止事を乞ゟ迷のうち悪
を形ひとり安ゟ他の毒ゟ今より十ヶ月をさだめ上つら
まつこん寛ゟ天神地祇を誓ひ遠廟の約遣てまでられば
誓書の印紙をさしいく島目浪一ヶ目偽有ゟ中ゟ授
もあるゟ代すてあたのさけるこいへども金ゟ万九年ゟ
のよもあるをありく事ゟよくこそ需ゟ為ゟ万九郎切

角立ぬ巧みを示さんとて、いへども遠ざかるぐらいなれば、拾手ばかりしてくるふかへと復く五風を遠ゝ日後ぶるの再び金鞠が家よりあり、某家造もの今ゝさゝ文ていやぐ普請ふとりかゝるべき先よりていろく女房をめぐしたる秀ま宛ぶるき不麻布百疋をさる方より借用ありて号を返金の形まで彫り重ねて万望節つ沢たのゝ第ゝせゝぐく金子備用ありゝ沢ゝべ誠ま師弟の恵切志却待ちぐゝと又ゝ云ふるゆへ金屋りも多く返変もあゝぐゝく旦不勘引取用之上へたゝへ接失すゝもる分の禍もいるへゝぐと断くふ欲賞ゝて去りゝべまづその不あを拾ふ有べゝ中ゝ他ち呂まる義ゝ

べ早映までも辞退ゝさん事あれども辺たのゝ黙止ぐられぬ命も弱もあゝゝさんといゝへるゝふぞ叔こを仕すまゝたりと大不指へ号金鞠ま一礼を敷ゝ家まめへら為ゝく巧ゝゝるのあれべ沢ゝあひの物よいゝり麻布百疋ぜ求めんとゝ不いろく行ゝゝさめ叔ゝ礼祝ゝ恵度を完ゝゝ上ふてゝりるへ不金鞠逸乗方ふへ用のゝのあれべのゝ方へ拾ゝべ代金へ日を遠てゝゝへ沢ゝべ我へ号金まゝりゝ家のゝあゝりと臭ゝくもあゝるゝゝられべゝ者へ人おゝへゝるへ金鞠へ武士の浪人あれべもゝ上ゝ稲色の人ゝゝ紙も仁心源ゝ人表ゝれべ售込てもゝゝ礼遠ゝ雪ふゝと沢ゝく方九ゝ不對へゝるへ金鞠ゝ山ゝの不山用ふゝていゝべ

價の代物ハ手後へなくもくるしからず志りしも拝借ハ済一面の
事なれバ先後しやがてくれバ同所にて掛合金鞠を以て
諸商人ハ万九郎に遣引れ金鞠か邸へこそハ乞もとりて見逸ま
が鉄を礫とも繞もありたるハ是非にあたる事ともあり

金鞠怒而万九郎を匈詈

万九郎諸商人を従へ行ける金鞠が玄関にて麻布百疋をと改
めなしバ諸商人をかへらし然ども金鞠ハきのふ約諾
の品を掛合せしとおもひハ又商人ハ金まうへ申し訳言門せしと
おり諸びて帰りたるハ是万九郎が一圓の奸計にして悪べきの
ものしかしもの撫しえ万九郎ハ太の布にて好しバそれ某め

金まうにむかひさくやけるハあらんのごとく女児の品よろしく
に掛合住りては何と私右重子借用ねがひ来りするあり家
造方の番頭日雇の手当それほども延引してもあらず続合
よろしからざれバ一日も早くえがたく世の中なほくと謝しけるに
のべける程に金まうり一服の約諾せしと上品取引宛まで掛合
せし事なれバ万九郎が品を手まうせ望日限の券書にそれが
実印を押させ金子品の程挨りし世へ入れバ万九郎大に悦び
金子を請おさめて難く我家へ帰りたるが夫を後へ再び金鞠が
家に訪ひ来りしが若手の日数を経といへどもさしも約諾を
さし速しておきたへしも今ハなかろくなる事もなく殊にまた

万九良の才智
賺逸平して
金子を奪ふと
掠る者
逸平

万九郎

あまりこの日数を強く形て返金約速の日限も延ぶる程よ
逸平ひよりおもひるいれ我は金子借用の事へ志ぢりふ普
請若衆を召とり〳〵て日〻夜〻よまりしが金子物帰りく後
再び我家へ訪来り〳〵沒落者もまり落魄かるる乱色ども
こゝえ〳〵ひと毋〻人性〳〵も乱事こと不審おもひ居るこち終
小約束の定日ありりりゆへ万九郎が居宅へたづねりること
いへどもいつまても家よりゆへ数回むかへ〳〵沒家ありけるが洗小
そこ〻も業の者小ひびしるびかの法者人麻布の垂絵づけの
書印を物象〳〵て金子を乞請る程小金子大小仰天
〳〵叔い迫留より万九郎がるすが如ぢ〳〵おもひ〳〵小その

子ありより為て巧こ志〳〵ら人を暗し我を子使て金子
を掠め取〳〵ものあ〳〵と初く見と悟り別法者人小むりひ
出るい沈こ京の布を我家へ奪ひとりとおもへ〳〵れども
我小垂〳〵の對決もあ〳〵為垂帰ひいこぶめて決ものの万九
郎が毒計小中足とひて〳〵り形ひ中ひを〻せ門の小を我
方小彩り有び為ぶ知我累〳〵むべ〳〵ぶと我方より集て
用立〳〵垂子ら張小返済の約もるるれが迫く使足〳〵て返
金約濃ぶび帝も〻方へ度べし我方小借券の印書紀ら
ぶれぶ〻や返金徴ざる事も有まぶとさ〳〵られば法者人も
大小強ること扱い万九良自分金の出足ありがく我をたり

くまを和を今と鶴へ奉る金銭求めさる謀計ありしら奴く
悪きまうるかをとのおもへ〳〵もさ〳〵苦渋すべき方便をかくよ〳〵
ろび今為りをおれそでゞ帰りる重鶴逸平いから不良
をのふ欺られ彼見との福角智姫ふもきらさんこと〳〵ん
くし〳〵深く見をおし〳〵渋〳〵まぎてはもてあ〳〵りるを
いへども百九良が悪計ゆりふまて〳〵まナへ〳〵百姓ろれ出〳〵借
用の金子をこんものといろ〳〵ひをつく〳〵求〳〵索りるふ百九
郎ぶ立所をおれるもの有て黄河の立所を向て〳〵ふ夫ぶさる
彼ぶ仲ろの無中ふ先ぶとり合居〳〵て益い他りをとゞろう
ろふ徒返ゆ〳〵りるとを密て告〳〵しりるの有重鶴

大ふ怪びく邪ものこふ面り案内ゆ乞ひく伺ゆ一の一間へ
面りるふ端ゆく百九良て安今りるゆて逸ふ別を温の様
授事渋り叔先達て借用ゆせ〳〵金子只今返済せ〳〵ろべし
かひく日限も経立りるを不ふ再び我方へ入来もあく我ゆ
来て対面あ人とすれども手許立宿ゆ〳〵ぶ見ゆそいく
なびろ面ひつること苦り如く〳〵ゆりるふで百九良申嘘く答へ
りるい叔ふ口下ゆ然志ゆて問〳〵弱向ゆ〳〵も我もく
所労ゆ〳〵ふく外出を厭〳〵ゆへゆ〳〵ぶる子言ゆ免当りべ
叔ゆりるふひりゆ〳〵ゆ用ゆて〳〵ろ遥〳〵入来ゆ〳〵ゆ〳〵ゆ〳〵ゆ
ふ対へりるふで今ゆ見ゆゆきて内ふ郷〳〵ぶ〳〵に憤り

けることへぐも志づ〳〵ころを押流めを拝知ぐるる事
さる〳〵あるる嚮ふ銀一貫目借用ある人と麻布百疋印
ぬふさ〳〵人別券書を取く用立申せ〳〵事今更改め申
ゆゆるるふいたの〳〵ぞそこへ迫曽沼高人集りて拝ふ彩り
ゑてる市代銀を借と〳〵人と我ふ性見ゑ〳〵ゆるへを
始末を申べ見も手拝のためふて他より借用せ仇
ふふ偽りをこと彼の高人を主謀為して我方へ使物ふ
さ〳〵入ある連れ比喜走練の動争武士るもの他做ぐさ
業ふたの〳〵ずまづその義は閣もたや券書の日限を切れ
るるれぐとる連を返金有べ〳〵只今ふうけ取うと人と彩智に

いろりを彩し面けるふぞ万九良自ふ〳〵て答ろへ生ハ来
ハ老毛の齢ふを伺べ〳〵ちぬふ今〳〵てただうりの事を宣
る申我原より毒人ふ布を求やる受も却論半迫ふ
今子借用ふぐのおぐへ毛改見ふ〳〵それへたり〳〵ふ彩ろ〳〵め
乃遠ふるべ〳〵とろ〳〵へけるる申へ今ハ流黙るふお技人とハな〳〵
るれぐも又ろくおおひろへ〳〵かるる兇漢無来の掍頭ろ我一余
戦果さんふ全思毒ふさ業ふろ〳〵〳〵娘ぐ欲さ呉ねぐ
おをさん程ちたづう〳〵今時孰権の制禁元五十二ケ条の中ふ
券借滞済をきびしく禁〳〵めふふさ上渠悪計の次第具
ふ訟へふぐ忽ちうれぐ罪脱るべうぐと澎〳〵ぐをうり歩し

扨巧ミをよくたくらひしものなれば巧者の誉と
いふべし山吉新左衛門尉なる人今を許
ゑ作所今あの道理弁へ見べきれば今の現不
盡ず池添所の役歴ふくを聞くへしと言捨て出ぬ宿所
へ帰るふうとてうし事なり
都鄙物がたり巻之五大尾

櫻井謙山先生著編
柳齋山口重春画図
本朝春秋外傳　肇編五冊
天竺得兵衛虚實譚　近刻

編述　北溟兎月著
出像　柳齋重春畫

文政十三庚寅年孟陽発版
東都　通油町　鶴屋喜右衛門
書房　中橋東中通　丸屋金兵衛